

I 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、医療的ケア児を丸亀市立就学前教育・保育施設で受け入れるに当たり必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、丸亀市立就学前教育・保育施設での医療的ケア児の円滑な受入れが図られることを目的としています。

受入れの要件・対応手順等を定めておくことで、保護者、丸亀市立就学前教育・保育施設教職員をはじめ、関係者が互いに共通認識のもとで集団での教育・保育を進めていくことができます。

また、集団での教育・保育が可能な医療的ケア児に対し、他の子どもたちとの関わりの中で、安全を確保しながら、教育・保育と医療的ケアを提供することを目的として、本ガイドラインを活用します。

2 医療的ケアとは

本ガイドラインにおいて「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、丸亀市立就学前教育・保育施設に在籍する幼児が生命の維持又は健康状態の維持・改善のために必要とする経管栄養、酸素療法等、主治医の指導のもとで保護者が日常的に行っている行為で、教育・保育中に丸亀市立就学前教育・保育施設で行われるものをいいます。

丸亀市立就学前教育・保育施設での医療的ケアは看護師が行うこととし、医療行為に該当しない範囲の補助などを、担任や他の教職員と協力しながら進めていきます。

3 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア運営協議会について

入園・入所及び医療的ケア実施申込みのあった医療的ケア児の受入れの可否を判断するに当たり、医療的ケアを円滑に実施するための意見を聞くため、個別の医療的ケア運営協議会を開催します。

個別の医療的ケア運営協議会は、園医(嘱託医)、施設長、看護師(医療的ケア看護職員)、丸亀市関係各課(幼保運営課、福祉課、健康課、学校教育課等)、その他幼保運営課が選定する者で組織します。

Ⅱ 丸亀市立就学前教育・保育施設で実施する医療的ケアについて

1 対応できる医療的ケア

①	経管栄養 (鼻腔・胃ろう・腸ろう)	鼻腔や胃ろう等からのチューブを介して、消化器（胃など）に栄養補給を行うこと。
②	酸素療法の管理 (酸素吸入)	生命維持に欠かせない酸素を補うため、酸素ボンベからチューブを介して酸素を体（気管）に取り入れること。
③	痰の吸引	口・鼻・気管にチューブを入れ、電動の吸引器で、痰・鼻汁・唾液・吐物等を除去すること。
④	導尿	膀胱内にたまった尿をカテーテルを入れ、排出させること。
⑤	インスリン注入 (注射・ポンプ)	血糖の値に応じて注射や持続ポンプからのチューブを介して、インスリンの補充を行うこと。

※病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一般的な服薬等は含まない。

2 受入れの要件

- ① 集団での教育・保育が可能であること。
- ② 病状や健康状態が安定していること。
- ③ 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と施設で十分に共有できること。
- ⑤ 主治医面談で、医療的ケアの手技等の指導を受けられること。
- ⑥ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること。
- ⑦ 施設での受入れ体制（人員配置や施設環境）が、整えられていること。

※当面の間、丸亀市立幼稚園での受入れのみ

3 対象幼児

3歳児クラス以上を基本とします。

幼児期（3歳児クラス以上）になると、子どもは他者に関心を寄せて、それぞれの違いや多様性に気付いていきます。医療的ケア児と周りの子どもたちとの関わりの中で共に育ち合い、安全で安心な教育・保育を行うには、他者を理解することができる発達段階であることが重要であり、そのことを判断の目安としています。

4 医療的ケアが可能な日時

①	対応できる日時	週5日(月～金) 9:00～14:00 (1号認定児) 7:30～18:00 (2号認定児)
②	対応できない日時	・延長保育 ・土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ・施設の休業日 ※ただし、施設が行事等で必要とした日は教育・保育を提供し、その場合、平日と振り替えます。

※ 保護者の就労等による保育の必要性がある場合は個別に決定します。

5 医療的ケアの対応者（医療的ケア看護職員）

丸亀市立就学前教育・保育施設において実施される医療的ケアについては、幼保運営課から委託を受けた医療的ケア看護職員（看護師）が、医師の指示に基づいて実施することとし、安全確保のために教職員も教育・保育中の幼児の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助等を医療的ケア看護職員（看護師）と協力しながら進めていきます。

医療的ケア看護職員（看護師）に突発的な事象が発生した場合や、やむを得ない場合には、保護者に協力を依頼する場合や、受入れができない場合があります。

Ⅲ 申込みの流れと手続

1 丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア開始に向けての手続の流れについて

手続の流れ		内 容
①	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育利用相談 ・施設見学(随時) 	保護者から医療的ケア実施に関して相談を受け付けます。その際、本ガイドラインを基に、医療的ケアを受ける場合の申込み方法や手続、留意点等について説明します。保護者は、入園・入所を希望する施設の見学を行います。見学の際に、医療的ケア児支援者が同行することも可能です。
②	主治医意見書作成	医療的ケア実施申込みの前に、保護者は、主治医に医療的ケア児が集団での教育・保育が可能かを相談し「医療的ケア申込みに関わる主治医意見書」(様式1)の作成を依頼します。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・入園・入所申込み ・医療的ケア実施申込み 	<p>保護者は、丸亀市教育委員会及び丸亀市に入園・入所申込みを行う際、通常必要とされる書類に加えて次の書類を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療的ケア申込みに関わる主治医意見書」(様式1) 「医療的ケア実施申込書」(様式2) 「医療的ケアを受ける幼児の調査票」(様式3) 「医療的ケアを必要とする幼児の教育・保育に関する確認書兼同意書」(様式4) <p>提出された資料の内容について、必要な医療的ケアの確認を行います。医療的ケアの状況を確認する場合があります。</p>
④	医療的ケア運営協議会の開催	医療的ケア運営協議会において、入園・入所申込み及び医療的ケア実施申込みのあった医療的ケア児の受入れの可否について検討を行います。安全な受入れに課題がある場合は、解決に向けた提案を行います。
⑤	利用調整	ガイドラインに基づき利用調整を行い、保護者に通知します。
⑥	主治医とのカンファレンス	医療的ケア児支援者が、保護者を通じて主治医と連絡を取り、就学前教育・保育施設での生活に必要な医療的ケアの内容等について保護者、施設長、医療的ケア看護職員等を交えて話し合いの場をもちます。
⑦	主治医指示書作成	<p>保護者は、主治医に「医療的ケア実施に関する指示書」(様式5)の作成を依頼し、幼保運営課に提出します。</p> <p>※主治医による文書作成にかかる費用は、保護者負担とします。</p>

⑧	施設での入園・入所前面談 (重要事項説明)	幼保運営課は、提出された指示書の内容を、保護者、施設、看護師派遣会社と共有し、指示書をもとに医療的ケアの実施について確認します。
⑨	保護者が承諾書兼同意書を作成	保護者は、幼保運営課から「医療的ケア実施通知書」(様式6)を受け、「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式7)に記入し、施設を通じて、幼保運営課に提出します。

2 医療的ケア実施申込みの際に必要な書類

医療的ケア実施申込みのために、保護者、主治医が次の文書を作成し、提出する必要があります。

なお、主治医による文書作成等にかかる経費については、保護者の負担となります。また、提出された書類などは、施設等と共有されます。

【様式1】	医療的ケアの申込みに関わる主治医意見書
	主治医意見書は児童の基礎疾患にかかる状況を示し、健康管理を実施するうえでの情報とするものです。医療的ケアを行えば、丸亀市立就学前教育・保育施設において通常の教育・保育が可能かどうかの主治医の意見を確認します。
【様式2】	医療的ケア実施申込書
	医療的ケアを希望する依頼内容に変更がある場合は、その都度検討し、実施について決定します。また、主治医や関係機関等との情報共有に関する同意を示すものです。
【様式3】	医療的ケアを受ける幼児の調査票
	医療的ケアを受ける幼児の調査票は、幼保運営課に提出し、医療的ケア児支援者や看護師、丸亀市立就学前教育・保育施設と共通理解を図ります。
【様式4】	医療的ケアを必要とする幼児の教育・保育に関する確認書兼同意書
	医療的ケアを受ける際の確認事項について、保護者が同意を示すものです。
【様式5】	医療的ケア実施に関する指示書
	医療的ケアを行うときの主治医からの指示書です。この指示書をもとに医療的ケアを行います。
【様式6】	医療的ケア実施通知書
	丸亀市立就学前教育・保育施設において医療的ケアを実施することを保護者に通知するものです。
【様式7】	医療的ケア実施承諾書兼同意書
	各施設での医療的ケアの実施について、計画や内容などに保護者が同意したことを示すものです。

3 受入れ決定後の流れについて

集団での教育・保育の開始に当たり医療的ケア児が安心して、また、安全に過ごせるように受入れ体制等の整備を進めます。

医療的ケア看護職員（看護師）を配置し医療的ケアの対応をする前に、施設の状態に応じた調整を行います。受け入れる幼児の疾患等については多種多様であり、個々の状態についても違いがあります。また、生活の場としても家庭と集団では大きな違いがあります。医療的ケア児が集団生活に慣れていくためには準備期間が必要となります。

医療的ケア児、保護者、医療的ケア看護職員、施設全体で、相互に負担がなく安全で楽しく過ごせるように、医療的ケア児の普段の状態や集団での様子を保護者と施設の教職員が確認しながら、保育内容や時間を調整していきます。幼児が慣れるための準備期間（保護者付添通園・通所）は、幼児の状況によりますが、約1～2か月かかります。幼児が園生活に慣れ、他の子どもたちとの保育の中で安全に医療的ケアが行える状況が整えば集団での保育を開始します。

●入園前健康診断

- ・園医（嘱託医）が医療的ケア児の状況を把握し、入園前健康診断を行う。

●慣らし保育（保護者付添通園・通所）

- ・安全・安心に園に慣れていくように無理なく行う。

●施設内調整

- ・施設内職員研修の実施や緊急時対応の確認を行う。
- ・個別手順等マニュアルや対応書類の作成を行う。
- ・医療的ケア児保育を行う環境づくりの確認を行う。

●医療的ケア看護職員への引継確認

- ・保護者と医療的ケア看護職員による医療的ケアの手技確認を行う。
- ・医療的ケアを安全に実施していくために、保護者付添通園・通所の期間中に保護者と医療的ケア看護職員で手技の確認等引継ぎを行う。
(医療的ケア看護職員が医療的ケアの手技について安全に対応ができ、保育と協働する中で普段の子どもの姿や健康状態が分かることが必要)

4 医療的ケアの内容の変更について

医療的ケア児の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容が変更となる場合は、主治医の指示書等を新たに作成してもらい、医療的ケアの実施について再度検討する必要があります。

IV 医療的ケア実施関係者の役割と確認事項

1 保護者の役割

就学前教育・保育施設における医療的ケアの実施には、保護者の理解と協力が不可欠です。施設内での医療的ケアに関わる全てを医療的ケア看護職員（看護師）に任せるということではありません。医療的ケア児の安全・安心確保のためにも、就学前教育・保育施設、主治医、看護師等と市が、しっかりと連携をとることが必要になります。保護者が理解しておく内容としては、次のようなことが考えられます。

- ① 家庭における医療的ケアの実施状況や子どもの様子について、十分に情報提供を行うこと。
- ② 施設又は看護師派遣会社から医療的ケア児の様子について相談等があった場合には主治医に伝えて改善策の助言を得ること。
- ③ 定期的に医療機関へ受診し、その結果等を施設に報告すること。
- ④ 園外保育や遠足などは、医療的ケアの実施が困難な場合があり、その場合は、保護者が医療的ケアを行うことがあること。
- ⑤ 医療的ケア看護職員の急な不在により、医療的ケアを行えないことがあること。
- ⑥ 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができること。
- ⑦ 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は速やかに施設に連絡すること。
- ⑧ 医療的ケアに必要な、幼児が使用する医療器具等の準備を行うこと。

※医療的ケアに必要な、幼児が使用する医療器具等の準備にかかる経費は保護者負担とします。

2 丸亀市立就学前教育・保育施設の役割

丸亀市立就学前教育・保育施設は、本ガイドラインの内容を踏まえ、医療的ケア児の安全確保に十分留意する必要があります。そのために、次の内容を実施し、施設内における医療的ケアに関する体制整備に努める必要があります。

- ① 施設の体制及び環境や医療的ケア児の実態を十分に把握したうえで、全教職員での情報共有と医療的ケアの教育・保育的意義の理解、環境整備、緊急時の対応マニュアルの作成等、医療的ケア実施における支援体制を確立しておくこと。
- ② 施設長は、看護師派遣会社との連絡の窓口となり、保護者、担当教職員と連絡しながら、医療的ケア児の教育・保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメントや教職員育成等を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の発達・発育状況を踏まえて、受入れクラスや生活の流れ、行事への対応、教育・保育の進め方を保護者と確認しておくこと。
- ④ 施設外での活動については、施設の年間計画に基づき、年度当初に保護者、看護師派遣会社、幼保運営課と、医療的ケア実施の有無や安全面等について協議をしておくこと。
- ⑤ 担任は、当該幼児をよく観察し、施設長や医療的ケア看護職員等、保護者と連絡を密にとり、安全確保に努めること。

3 幼保運営課の役割

医療的ケアを実施している施設の実施体制や実施状況を適宜把握し、必要に応じて指導・助言等を行う必要があります。そのために、次の内容を実施します。

- ① 本ガイドラインの追加・修正を行うこと。
- ② 施設における医療的ケア実施内容等の記録について、看護師派遣会社に定期的に提供を求めること。
- ③ その他、課題となる事項については、個別の医療的ケア運営協議会を開催し、協議すること。

4 看護師派遣会社の役割

看護師派遣会社は、幼保運営課から委託を受け、施設において、医療的ケアを行います。医療的ケアを実施する場合には、主治医の指示が必要であり、保護者や施設の担当者との連携が欠かせません。そのために次の内容に留意する必要があります。

- ① 看護師派遣会社は、医療的ケア実施計画書に基づいた医療的ケアを行うため、医療的ケア児が在籍する施設へ、看護師を派遣すること。
- ② 看護師は医療的ケアの実施に関し、担任等との連携のもとに行うこと。
- ③ 看護師派遣会社は、看護師や施設からヒヤリハット等の事例の報告を受けるとともにその内容について他に同様の事例が起こらないよう対応を十分検討し、未然防止に努めること。
- ④ 看護師派遣会社は、医療的ケアの実施報告書を作成し、定期的に幼保運営課に報告すること。

お問合せ

このガイドラインは丸亀市教育委員会幼保運営課が担当しています。

〒 763-8501

住所 丸亀市大手町二丁目4番21号 本庁舎2階

Tel : 0877-35-8892

Fax : 0877-35-8894



丸亀市

〒 763-8501

住所 丸亀市大手町二丁目4番21号

Tel : 0877-23-2111 (代表)

V 様式集

【様式1】 医療的ケアの申込みに関わる主治医意見書

別紙 就学前教育・保育施設における活動の目安

【様式2】 医療的ケア実施申込書

【様式3】 医療的ケアを受ける幼児の調査票

【様式4】 医療的ケアを必要とする幼児の教育・保育に関する確認書兼同意書

【様式5】 医療的ケア実施に関する指示書

【様式6】 医療的ケア実施通知書

【様式7】 医療的ケア実施承諾書兼同意書